

(利用者の皆様へ)

令和4年2月25日

(農林水産省委託事業) Go To Eat 北海道お食事券

まん延防止等重点措置の延長に伴う

「販売・利用の延長期間確定」のお知らせ

北海道商工会議所連合会

令和4年2月18日付ニュースリリースで「国と協議中」としていたGo To Eat 北海道お食事券事業の延長期間が、下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

まん延防止等重点措置の適用期間中は、店内利用の制限が継続されますので、ご注意ください。利用者様におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 販売期限・利用期限の延長

販売期限 令和4年3月25日(金)まで延長(現行3月上旬～中旬まで)

利用期限 令和4年4月25日(月)まで延長(現行4月上旬～中旬まで)

※お食事券には「有効期限/令和3年3月31日まで」と記載されていますが、令和4年4月25日(月)まで利用できます。

2. 店内利用制限の継続

まん延防止等重点措置の適用期間中(予定:3月6日まで)は、店内での利用制限が継続されますのでご注意ください。

※「テイクアウト」「登録店が自ら行うデリバリー」は、重点措置適用期間中もご利用いただけます。

※宅配専門サービスは、対象となりません。(Uber Eats、出前館など)

※宅配専門サービスから登録店のメニューをご注文頂いた場合も、ご利用できません。
(Go To Eat 登録店が「直接行う」テイクアウト・デリバリーのご利用に使えるとご理解ください。)

※宅配専門事業者はGo To Eatの対象ではありません。(宅配ピザ・宅配寿司など)

※重点措置解除後は、店内利用が可能となる予定です。

※解除の日が決まり次第、改めて公式ホームページ等でお知らせします。

3. まん延防止等重点措置による 道民 および 飲食店等への要請

まん延防止等重点措置の適用期間が延長されたことに伴い、引き続き、道民の皆様や道内の飲食店等に北海道から以下の要請が出されております。日常生活や飲食店ご利用のご参考にして下さい。

対象地域 全道域

延長期間 令和4年2月21日（月）～3月6日（日）まで

<道民の皆様への要請>

（日常生活において）

- ◆「三つの密（密閉・密集・密接）」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手指消毒」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。
- ◆発熱等の症状がある場合は、外出や移動を控え、かかりつけ医や診療・検査医療機関を受診する。
- ◆ワクチン接種の有無にかかわらず、感染に不安を感じる無症状の道民の方は検査を受ける。

（特に外出の際は）

- ◆混雑している場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を控える。
- ◆普段会わない方や重症化リスクの高い方（※）と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。（※）高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方
- ◆不要不急の都道府県間の移動は極力控える。

（特に飲食の際は）

- ◆営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等の利用を控える。
- ◆北海道飲食店感染防止対策認証店など感染防止を徹底している飲食店等を利用し、感染防止が徹底されていない飲食店等の利用を控える。
- ◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。
- ◆飲食は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。特に普段会わない方との飲食の際は、より一層徹底する。

<飲食店等への要請>

対象施設 飲食店（居酒屋を含む）・喫茶店、キャバレー、カラオケボックス、結婚式場、ホテル・旅館の宴会場 等

要請内容 ●第三者認証店（下記①②のいずれかを選択）

①営業時間 5:00～21:00（酒類提供 11:00～20:00）

②営業時間 5:00～20:00（酒類提供 終日停止）

※期間を通しての選択となります（当初の選択は変更不可）

●非認証店

・営業時間 5:00～20:00（酒類提供 終日停止）

●共 通

- ・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とする。
- ・業種別ガイドラインや感染防止対策チェックリスト項目の遵守
- ・カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、徹底した感染対策を行う。

※まん延防止等重点措置の詳細

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/covid-19/index.html>